

* 官庁速報 (H17.9.27) より

路上駐輪場、民間も整備可能に = 道路法施行令を改正へ 国交省

国土交通省は、2006年度、国などの道路管理者以外でも路上駐輪場を整備できるよう道路法施行令を改正する方針を決めた。全国の放置自転車台数は03年で44万台とピーク時の半以下に減少したが、依然深刻な問題になっている。同省は、まちづくりに取り組んでいる民間非営利団体(NPO)などによる路上駐輪場整備を可能にすることで、放置自転車追放を進めたい考えだ。

政府は今年4月、駅周辺などの放置自転車対策が急務として道路法施行令を改正し、歩道橋下の空間などを路上駐輪場として活用できるようにした。ただ、道路管理者以外は整備できないという制限があるため、同省は同施行令を改正し、民間などにも駐輪場整備の道を開くことにした。

一方、道路法は、道路上に施設などを設置して道路を継続的に占有する場合、道路管理者の許可を得ることを義務付けている。同法と同施行令には占有許可の必要な施設などが列挙されているが、駐輪場は含まれていないため、06年度に追加する方針だ。

施行令が改正されれば、民間だけでなく、放置自転車対策に積極的に取り組んでいる市区町村が国や都道府県の許可を得た上で、国道や都道府県道上に駐輪場を整備することも可能となる。

また、道路に接した駐輪場を整備する民間に、国や地方自治体が補助金を出して支援する仕組みは既に整っている。このため国交省は、政令改正に伴い民間による整備が促進されるほか、行政にとってはコスト削減にもつながると見込んでいる。